

第7期原村高齢者福祉計画

(原村老人福祉計画)

高齢者福祉計画とは？

●計画策定の背景

本村では、国や長野県の平均を上回る早さで高齢化が進んでおり、介護や医療等、あらゆる支援のニーズが高まっていくことが予想されます。このような背景を踏まえ、高齢者が生きがいをもって、住み慣れた地域で健康に暮らせる村をめざし「第7期原村高齢者福祉計画」を策定しました。

●計画の基本理念

本格的な高齢社会のなかで、すべての高齢者が、住み慣れた地域で、安心して生きがいをもって暮らせる村をめざし、本村では、「第6期原村高齢者福祉計画」において掲げた基本理念を継承し、次のような姿をめざすものとします。

日本一元気な高齢者

～地域で支え合い、誰もが元気でいきいきと安心して暮らせる原村～

●計画の期間

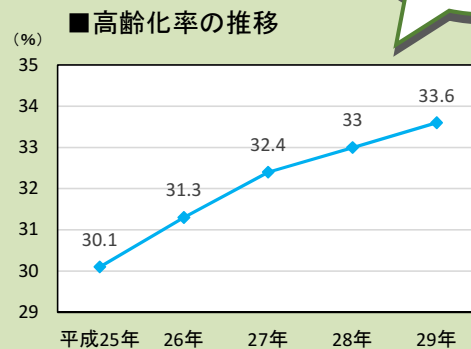
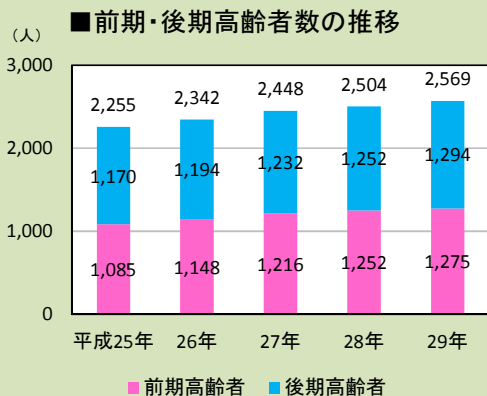
本計画の計画期間は平成30年度（2018年度）から、平成32年度（2020年度）までの3年間とします。

原村の現状

前期高齢者、後期高齢者とも、増加傾向にあります。



平成25年の30.1%から平成29年の33.6%と、上昇しています。



資料：国勢調査・毎月人口異動調査（各年10月1日現在）

基本目標 1

高齢者の安心と 自立した生活への支援

高齢者それぞれの状態やニーズに合った保健福祉サービスが、適切かつ効果的に提供できる体制整備を推進します。また、高齢者が家庭や住み慣れた地域社会のなかで、自立した生活を送ることができるよう支援を行います。

1 日常生活への支援

- ホームヘルパー派遣事業
- 生きがい対応型デイサービス事業
- ふれあい訪問事業 ●配食サービス事業
- 福祉用具貸与事業 ●緊急通報装置貸与事業
- 夜間一時預かり事業
- 老人短期保護事業
- 緊急宿泊支援事業

2 家族介護者への支援

- 家族介護者交流事業 ●介護用品支給事業
- 家族介護者教室
- 家族介護者ヘルパー受講支援事業

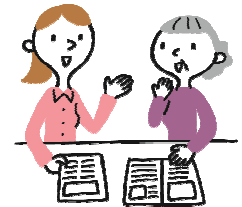


3 高齢者に配慮した 住まいの充実

- 住宅改良アドバイザー派遣事業
- 住宅改良促進事業 ●養護老人ホーム
- ケアハウス・軽費老人ホーム
- 一人暮らし高齢者家庭訪問による防火診断

4 権利擁護の推進

- 高齢者虐待防止の推進
- 成年後見制度の普及啓発
- 成年後見支援センターの運営
- 日常生活自立支援事業



5 高齢者の安全の確保

- 消費者被害防止の推進
- 子ども・高齢者安全対策ネットワーク会議の開催
- 災害時住民支え合いマップへの取り組み

基本目標 2

高齢者の 生きがいづくりの推進

高齢者自身が社会参加を積極的に行えるよう体制整備に努めるとともに、高齢者の多様な経験と知識をいかせる就業機会や地域ふれあい活動の提供等、高齢者の自発性・多様性を尊重し生きがいづくり活動ができる体制整備に努めます。

1 社会参加や就労への支援

- 老人クラブ事業活動
- 高齢者祝賀事業(敬老会・敬老祝い金)
- 生涯学習活動の支援
- ボランティアへの支援
- もみの湯循環線無料券交付事業
- シルバー人材センターへの活動支援



2 高齢者の外出支援

- 原村循環線「セロリン号」の運行
- 福祉輸送サービス事業
- 運転免許証返納支援事業



基本目標 3

健康づくり・ 介護予防の推進

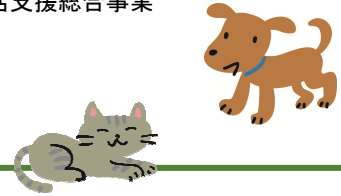
地域で健康づくりや介護予防の推進を担う人材の育成を進め、活動体制の充実を図るとともに、健康診査は健康づくりを始めるきっかけになるため、その受診率の向上に努めます。また、健康づくりを知る・学ぶ機会として、専門職による教育・相談・啓発を推進します。

1 健康づくりの推進

- 健診事業
- 健康づくり教室
- スポーツ・レクリエーション機会の提供
- 老人医療費特別給付金事業
- 高齢者食生活改善事業

2 介護予防の推進

- 介護予防・日常生活支援総合事業
- 一般介護予防事業
- 出前介護予防教室



基本目標 4

認知症高齢者 支援の充実

高齢化の進行に伴い認知症高齢者の増加が社会問題化しているため、地域全体で認知症に対する正しい知識と理解を深め、地域での見守り活動や支援体制の構築に努めます。

1 認知症高齢者への支援

- 認知症に関する知識の普及・理解の促進
- 認知症サポーターの養成
- 認知症予防の推進
- 認知症ケアパスの作成
- 認知症初期集中支援チームの設置
- 認知症地域支援推進員の配置

2 認知症高齢者家族への支援

- 徘徊高齢者家族支援サービス事業
- 徘徊SOSネットワーク事業
- 認知症カフェ



基本目標 5

地域包括ケアシステム の構築

高齢者が住み慣れた地域でできる限り在宅生活を営むことができるよう医療・介護・住まい・生活支援・介護予防の5つの要素が包括的に確保されるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

1 相談・情報提供の充実

- 高齢者福祉サービス・社会資源の情報提供
- 地域包括支援センターの周知
- 介護相談員派遣事業



2 地域包括ケアの充実

- 地域包括支援センターの機能強化
- 地域ケア会議の開催
- 地域包括ケアシステム等研修会の開催
- 生活支援体制整備事業

3 地域の支え合いネットワークの構築

- 医療と介護の連携会議
- 民生児童委員との連携

サービスの供給目標

本計画における、介護保険適用外福祉サービスの供給目標は以下のとおりです。

事業	単位	平成 28 年度実績	平成 32 年度供給目標
ホームヘルパー派遣事業	人	3	7
生きがい対応型デイサービス事業	人	0	3
ふれあい訪問事業	人	11	20
配食サービス事業	人	40	50
福祉用具貸与事業	人	31	40
緊急通報装置貸与事業	世帯	36	45
夜間一時預かり事業	人	0	1
老人短期保護事業	人	0	1
緊急宿泊支援事業	人	3	5
家族介護者交流事業	回	2	2
介護用品支給事業	人	10	20
家族介護者教室	回	1	2
家族介護者ヘルパー受講支援事業	人	0	4
住宅改良アドバイザー派遣事業	人	0	1
住宅改良促進事業	人	0	1
成年後見制度の普及啓発（制度の利用支援）	人	0	1
もみの湯循環線無料券交付事業	人	43	50
運転免許証返納支援事業	人	—	15
認知症サポーターの養成（登録者）	人	349	500
徘徊高齢者家族支援サービス事業	人	0	1
徘徊 SOS ネットワーク事業（協力団体）	団体	21	25

計画の推進体制

●計画の推進体制

本計画は、「地域支え合いネットワーク」をはじめ、県及び周辺自治体等と連携を図りながら推進します。また、福祉サービスの充実に向けて行政職員の資質向上や財源の確保に取り組みます。

●計画の進捗管理の手法

計画の実行性を高めるために、PDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。PDCAサイクル…施策を計画し（PLAN）推進するため、施策の進捗状況（DO）や事業等の効果を評価・点検（CHECK）し、評価結果を踏まえて、必要となる対策を講じる（ACT）仕組みのことです。